

(総則)

- 第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。
- 2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。
- 3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。
- 4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。

(監督)

- 第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

- 第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとする。
- 4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。
- 5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(契約不適合責任)

- 第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。
- 3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。

(請求及び支払い)

- 第5条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書（分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。）を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。

(遅延違約金)

- 第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額（閏年も365日として計算する）を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。
- 3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

(変更等)

- 第7条 甲が、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。
- 3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。

(甲による契約解除)

- 第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。
- (2) 契約の解除を申し出たとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。

(損害賠償)

- 第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。

(相殺)

- 第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。

(権利義務の譲渡又は担保の禁止)

- 第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(秘密保持)

- 第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

(疑義の協議)

- 第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。

(法令遵守)

- 第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。
- また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(契約の効力)

- 第16条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載の年月日より効力を有する。

江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が共同企業体または事業共同組合であるときは、その構成員または組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告をせずに解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、または暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 甲が前項の規定によりこの契約を解除した場合、契約保証金は甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除した額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

5 乙は、この契約の履行にあたり、江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じとする。）をさせ、または委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは委託を行った者が契約履行期間中入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁との間で、該当事実の存否に関する情報の交換を行うことができる。

7 本特約の契約解除に伴う措置等については、前各項に定めるもののほか当該契約約款条項によるものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等およびこれらに限らずその他の者より工事妨害等の不当介入または下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 乙が前項の通報報告を行う場合、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙はその下請負人が不当介入を受けた場合、遅滞なく乙に報告するよう当該下請負人に指導しなければならない。

4 甲は乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由なく甲への報告または管轄警察署への通報を怠った場合は、江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱別表6「不正又は不誠実の行為」に該当するものとして指名停止措置を行うことができる。

個人情報保護に関する特約条項

(定義)

第1条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(個人情報の収集、保管及び利用)

第2条 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、甲の指定する範囲内で個人情報（特定個人情報を除く。）の収集、保管及び利用をすることができる。

- 2 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、番号利用法に規定する範囲のうち、甲が指定する範囲内で、当該業務を行うために必要な限度において特定個人情報を収集、保管及び利用をすることができる。

(責務)

第3条 乙は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報を取り扱うに当たっては、取り扱う従業者を明確化するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために次条以下の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第4条 乙は、乙の職員等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

(取扱場所)

第5条 乙は、甲の同意を得た場所においてのみ、個人情報を取り扱うものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、甲の同意を得なければ、個人情報（特定個人情報を除く。）について、業務の範囲を超える利用及び第三者への提供をしてはならない。

- 2 乙は、特定個人情報について、業務の範囲を超えた利用及び番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いた第三者への提供をしてはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、個人情報に関する業務を乙以外の者へ再委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に再委託するときは、あらかじめ再委託する内容を甲と協議し、甲の許諾を得なければならない。また、甲の許諾を得た場合においては、乙は当該第三者（以下「再委託先」という。）を監督する義務を負うとともに、再委託先に対してもこの個人情報保護に関する特約条項を遵守させなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、再委託しようとするときは、乙と再委託先の間で取り交わす

契約書等これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。

一 再委託先が乙から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を乙に通知し、乙を通して甲の許諾を得なければならないこと。

二 個人情報の管理状況について、必要に応じて甲の指定した職員が立入調査をすること又は報告を求めることができること。

三 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する事項

3 乙は、前項に規定する書類の写しを速やかに甲に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての段階における委託においても同様とする。

(複写及び複製等の禁止)

第8条 乙は、本業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

(提供資料の返還義務等)

第9条 乙は、甲より提供される個人情報に関する資料を、本業務で使用後速やかに返還しなければならない。

2 乙は、本業務において甲から提供された個人情報の複写、複製又は加工を行った場合は、当該個人情報を業務終了後又は指定された保存期間が経過した場合は、速やかに返還しなければならない。ただし、当該個人情報の記録形態等により返還することが困難な場合は、あらかじめ当該個人情報の取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得た上で、外部に漏えいすることのないよう適切な方法により速やかに廃棄又は消去等の処理をし、廃棄方法、日時等を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

3 業務委託上使用する個人情報の受渡しについて、甲乙双方で管理簿に記録しなければならない。

(個人情報の管理方法の指定)

第10条 乙は、個人情報の管理の適正を期するため、甲の指定する管理方法をとらなければならない。

(立入調査等)

第11条 甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の管理状況を立入調査することができる。

2 前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育、契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、乙の管理する個人情報に紛失、破損、改ざん、漏えい、システム異常等が発生した場合は、速やかに甲へ報告するとともに、事故発生及び処理報告書を甲へ提出しなければならない。

(受託者名の公表措置及び損害賠償義務)

第13条 甲は、乙が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は^{けたい}懈怠に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

(その他)

第14条 この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。